

法務省矯少第24号
令和元年6月12日

文部科学省初等中等教育局長事務代理

文部科学審議官 芦 立 訓 殿

法務省矯正局長 名 執 雅 子
(公 印 省 略)
法務省保護局長 今 福 章 二
(公 印 省 略)

保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援に向けた学校等と保護観察所及び矯正施設との連携強化について（依頼）

当省の矯正行政及び更生保護行政につきまして、平素から格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまで、保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援を始め、再非行防止に向けた取組に対して、各学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）と保護観察所及び矯正施設との連携強化に御尽力をいただいていたところとす。

御承知のとおり、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が平成28年12月に公布・施行されました。同法に基づき、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画においては、「学校等と連携した修学支援」が重点課題の一つとして掲げられ、課題に向けた施策として、「矯正施設からの進学・復学の支援」が示されており、その具体的な取組として、貴省及び当省において、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することが求められています。

そこで、今般、保護観察・少年院送致となった少年について、学校等との連携事例に加え、保護観察や少年院送致に至る手続きの概要等について説明した資料「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を別添のとおり取りまとめましたので、学校等に対して広く周知していただくとともに、学校等と保護観察所及び矯正施設との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。